

「令和 7 年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業 委託業務」仕様書

1. 業務名

令和 7 年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業 委託業務

2. 契約期間

契約を締結した日から令和 8 年 3 月 16 日の間に定める。

3. 履行場所

渡嘉敷村（以下「委託者」）が指定する場所

4. 契約項目

（１） 渡嘉敷村に在学する小・中学生に対し、各学校内へ学習支援員を配置し学力向上対策を行う。

（２） 学習支援員配置の実施期間、実施内容等は次のとおりとする。

ア 小中学校への学習支援実施数は、発注者と調整をおこなうものとする

イ 契約の日から令和 8 年 3 月 16 日（修了式）までとする

ウ 週 4 日以上学習支援実施

エ 学習支援を行う学年や指導科目については、各学校及び教育委員会と調整をもって行うものとする

オ 夏休み及び長期休暇中については、各学校及び教育委員会と調整をもって行うものとする

（３） 学校教育活動終了後、渡嘉敷村に在学する小・中学生に対し、学習塾を実施し、家庭学習支援および受験対策支援を行う。

（４） 塾の実施期間、実施内容等は次のとおりとする。

ア 塾の実施コマ数は月平均 60 コマ程度とし、詳細については発注者と調整をもって行うものとする

※上記コマ数を基本とするが、学力向上により効果的な取組内容の提案があれば検討する

イ 契約の日から令和 8 年 3 月 16 日（修了式）までとする

ウ 週 4 日以上の実施

エ 塾の 1 コマについては、45 分～60 分程度とする

オ 夏休み及び長期間中については、教育委員会と調整をもって行うものとする

カ 保護者への説明会及び進路相談の実施

キ 模擬試験の実施及び分析、関係機関への情報共有

ク 中学 3 年生の受験対策指導における年 2 回の島外学習事業の実施

ケ 阿波連地区・渡嘉志久地区の児童生徒送迎に関わる事項の実施もしくは委託計画

(5) 派遣講師については次のとおりとする。

ア 教員免許を有する者または、教育委員会が認めた者とする

イ 塾講師は同時に受講生 10 名の対応が可能な人数を配置する

5. 委託の目的及び学習指導方針等

(1) 渡嘉敷村に在学する小・中学生に対し、学力向上のノウハウを持つ者を配置する事により、学習支援を強化し、効果的に学習できる環境を整え、生徒の学力向上及び家庭学習環境の充実を促す。

(2) 講座の科目は、国語・数学（算数）・英語の 3 教科以上とし、基礎・基本の学力向上を図るため、講座と演習及び映像授業を中心に進める。
また、各種検定（漢検・数検・英検等）の支援、定期テスト対策の支援を実施する。

(3) 受講生は、小学 1 年生～中学 3 年生までを対象とするが、申込状況によっては学校及び教育委員会と調整を行うものとする。

(4) 映像授業を使用するにあたり、必要な機器の選定及び手配を行う。また、映像教材と受信環境を整える。

6. その他

(1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、渡嘉敷村教育委員会と協議のうえ、その指示に従うこと。